

訪問看護重要事項説明書

一橋病院訪問看護ステーション

R6年 6月 1日現在

1. 一橋病院訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

開設法人	医療法人社団 武蔵野会 代表 中村 毅
事業所	医療法人社団 武蔵野会 一橋病院訪問看護ステーション
管理者	藤原 千尋
所在地	東京都小平市学園西町 1-18-10 セドナー橋 101
電話・FAX	TEL 042-343-2022 FAX 042-343-2018
東京都指定コード	1367193923 (医療保険は 7398183)
事業内容	訪問看護
サービスを提供する地域	小平市 国分寺市
関連施設	医療法人社団 武蔵野会 一橋病院

(2) 事業所の職員体制

管理者	1名	看護師・準看護師	8名	事務職員	1名
-----	----	----------	----	------	----

(3) 営業・受付時間

平日	月～金 午前 9:00～午後 5:00
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12月30日～1月3日) *緊急時は随時
24時間緊急時体制 (緊急対応加算申込者)	休業日及び時間外は、携帯電話への連絡となります

2. 当訪問看護ステーションの特徴

(1) 基本理念と方針

利用者とその家族を中心に、満足いただける訪問看護サービスを提供することを目標に、職員の人間性を磨き、知識と技術の向上を目指すために適宜各種研修の機会を設け、地域のネットワークを大切にしています。

(2) 運営の方針

1人ひとりの利用者の状況把握に努め、必要とする訪問看護サービスの内容を、利用者および家族と相談しつつ、効果的・効率的に提供するため説明を行い、適切な訪問看護サービスを提供します。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
訪問看護師変更の可否	○	変更希望の場合はご相談ください
職員の研修実施	○	適宜実施しています
看護計画書・報告書の作成	○	毎月かかりつけ医に報告しています

3. 利用料金

別紙【料金一覧表】をご覧ください。

保険改正により料金を変更する場合があります。

身体状況に応じ、サービス費・加算が変更となる場合があります。

4. 料金の支払方法

料金のお支払いは月ごとの清算とし、原則口座振替（代金収納代行会社：リコーリース）をご利用いただき、翌月 20 日頃（代行会社の指定日に準ず）に指定口座から引落されます。銀行振込でのお支払いも可能ですが、振込手数料は利用者負担となります。口座振替以外のお支払いの場合、料金はサービス翌月の 24 日までにお支払いください。

領収書は入金後、後日お渡しします。領収書の再発行や複写での用意は行っておりません。

領収書を紛失した際は、有料にて領収証明書の発行を承ります。

5. 緊急時の対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

6. 事故処理方法

- (1) サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の該当する保険者、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに対応します。

7. 災害時・感染症拡大時の対応

災害発生時や感染症拡大時は、その規模や被害・感染状況により通常の業務を行えず、予定された訪問を行えない場合がございます。

また、事業所を休業せざるを得ない状況が発生した場合、他の訪問看護ステーションと連携し、別の事業所の看護師がサービスを提供する可能性があります。

災害時には、災害状況や関連情報を把握し安全を確認したうえで、関係機関と連携し、通常業務を速やかに回復させるよう努めます。

8. 虐待及び身体拘束の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。

- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：管理者 藤原 千尋
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合は、その事由、状況等を記録に残します。

9. 禁止事項

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、以下のような迷惑行為は固くお断りします。また、悪質な場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することもございます。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為。
- (4) その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼすと判断される行為。
- (5) 同居のご家族に対するサービス。

10. サービスご利用に際してのお願い

サービスの提供にあたり、以下の点についてご協力ください。

- (1) お茶やお菓子、お心付けなどは全てお断りしています。
- (2) ペットは、ゲージに入れたりリードにつなぐなどの対応をお願いします。
- (3) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- (4) 見守りカメラの設置や写真撮影が必要な場合は、職員の個人情報保護のため事前に事業所までご連絡ください。
- (5) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることもあります。
- (6) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。

11. サービスの内容に関する相談、苦情の窓口

- (1) 訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出下さい。

一橋病院訪問看護ステーション 管理者 藤原 千尋 電話 042-343-2022

※不在の場合は留守番電話に繋がります。

- (2) その他各市町村の相談・苦情窓口にも申し出ることができます。

小平市健康福祉部介護福祉課 地域支援係 電話 042-346-9539

国分寺市福祉保健部高齢福祉課 介護保険係 電話 042-321-1301

国保連合会苦情相談窓口 電話 03-6238-0177